

浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する
告示を次のように定める。

令和4年3月30日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市告示第25号

浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱の一部
を改正する告示

浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱（平成23年告示第105号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

（交付の条件）

第5条の2 規則第5条の規定により付する条件は、法第4条第4項に規定する障害支援区分が4以上である者について、当該施設整備により増加する利用定員の数に4分の1を乗じて得た数（その数に小数点以下の端数が生じたときは、四捨五入する。ただし、その数が1未満のときは、1とする。）以上の者を、当該施設整備による施設の開所後3年間、常時入居させるものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。